

令和2年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和2年2月26日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和2年度当初予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業について (総務課)
- 資料3 お成り事務費について (秘書課)
- 資料4 障害者雇用事業について (人事課)
- 資料5 広報事業について (広報広聴課)

【議案関係】

- 資料6 「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について (議案第65号) (財政課)
- 資料7 「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第58号) (総務課)
- 資料8 「地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案」について (議案第59号) (総務課)

- 資料9 「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第60号)
(人 事 課)
- 資料10 「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案」について
(議案第63号)
(人 事 課)
- 資料11 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第64号)
(人 事 課)
- 資料12 「秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案」について
(議案第66号)
(税 務 課)

資料1 (当初予算関係)

令和2年2月26日
財政課

令和2年度当初予算
に関する説明資料

(議案第37号)

令和2年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税	△ 1,930,900	地方消費税(譲渡割) 937,000 (15,547,000 → 16,484,000) 自動車税(環境性能割) 550,000 (392,000 → 942,000)	県民税(法人分) △ 1,071,000 (3,371,000 → 2,300,000) 自動車取得税 △ 796,000 (796,000 → 0) 県民税(個人分) △ 732,000 (25,961,000 → 25,229,000) 軽油引取税 △ 657,000 (9,586,000 → 8,929,000)
2 地方消費税清算金	3,752,000	地方消費税清算金 3,752,000 (39,563,000 → 43,315,000)	
3 地方譲与税	1,672,000	特別法人事業譲与税 17,632,000 (0 → 17,632,000)	地方法人特別譲与税 △ 15,937,000 (15,937,000 → 0)
4 地方特例交付金	△ 607,000		子ども・子育て支援臨時交付金 △ 604,000 (604,000 → 0)
5 地方交付税	2,916,000	地方交付税 2,916,000 (191,206,000 → 194,122,000)	
6 交通安全対策特別交付金	△ 16,000		交通安全対策特別交付金 △ 16,000 (286,000 → 270,000)
7 分担金及び負担金	△ 136,904	土木費負担金 105,507 (317,194 → 422,701)	農林水産業費負担金 △ 146,687 (1,454,539 → 1,307,852) 農林水産業費分担金 △ 94,039 (1,036,624 → 941,585)
8 使用料及び手数料	△ 65,735	港湾使用料 57,971 (828,908 → 886,879)	高等学校使用料 △ 92,663 (2,337,358 → 2,244,695) 警察管理手数料 △ 21,325 (872,391 → 851,066)
9 国庫支出金	3,840,176	産地競争力強化対策費 1,726,130 (0 → 1,726,130) 地方道路改築補助事業費 1,294,150 (151,250 → 1,445,400) 地方道路交付金事業費 909,289 (6,354,246 → 7,263,535) 水道指導費 548,200 (450,459 → 998,659) 国勢調査費 461,882 (0 → 461,882)	参議院議員選挙費 △ 677,697 (677,697 → 0) 過労発生土木災害復旧事業費 △ 443,964 (783,755 → 339,791)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 財 産 収 入	△ 10,919	不用品売却収入 12,030 (29,884 → 41,914)	その他配当金及び利子収入 △ 10,380 (11,340 → 960) 建物貸付収入 △ 8,880 (279,454 → 270,574) 畜産物売却収入 △ 7,313 (105,505 → 98,192)
11 寄 附 金	10,450	造林費 6,000 (0 → 6,000) 生涯学習振興費 4,000 (3,000 → 7,000)	
12 繰 入 金	△ 931,428	地域医療介護総合確保基金繰入金 502,683 (1,456,327 → 1,959,010) 森林環境譲与税基金繰入金 122,549 (0 → 122,549)	減債基金繰入金 △ 700,000 (7,300,000 → 6,600,000) 県民医療確保臨時対策基金繰入金 △ 398,409 (398,409 → 0) 地域活性化対策基金繰入金 △ 330,000 (760,000 → 430,000) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 206,130 (1,734,312 → 1,528,182)
13 繰 越 金	0		
14 諸 収 入	△ 7,212,240	県有体育施設整備改修事業 168,545 (11,100 → 179,645)	県制度資金貸付金元利収入 △ 5,982,631 (39,071,915 → 33,089,284) 秋田・盛岡新幹線直行特急化事業貸付金元利収入 △ 450,664 (1,513,833 → 1,063,169)
15 県 債	4,045,500	国直轄河川事業負担金 2,659,200 (4,197,200 → 6,856,400) 高等学校整備事業費 1,609,000 (1,379,600 → 2,988,600) 地方道路改築補助事業費 1,109,300 (124,200 → 1,233,500) 土木自然災害防止事業費 841,700 (3,628,600 → 4,470,300)	臨時財政対策債 △ 1,963,000 (18,941,000 → 16,978,000)
合 計	5,325,000	574,089,000→579,414,000	

令和2年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 11,389	議会活動費 3,445 (222,696 → 226,141)	議会棟整備費 △ 9,991 (9,991 → 0) 改選受入諸費 △ 6,499 (6,499 → 0)
2 総 務 費	165,017	あきた芸術劇場整備事業 604,565 (6,251,374 → 6,855,939) 新複合化相談施設整備事業 523,174 (0 → 523,174) 国勢調査費 449,902 (11,995 → 461,897) 知事選挙費 271,748 (0 → 271,748)	参議院議員選挙費 △ 677,697 (677,697 → 0) 県有建築物天井等耐震化推進事業 △ 573,869 (822,921 → 249,052) 県議会議員選挙費 △ 455,360 (455,360 → 0)
3 民 生 費	△ 1,938,025	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 505,020 (988,778 → 1,493,798) 子どものための教育・保育給付支援事業 421,583 (5,772,617 → 6,194,200)	国保財政調整繰出事業 △ 730,361 (5,348,912 → 4,618,551) 高額医療費負担事業 △ 453,853 (1,088,360 → 634,507) 被災者生活再建支援基金出えん金 △ 402,846 (402,846 → 0) 介護・訓練等給付費等負担金 △ 367,780 (6,111,105 → 5,743,325) 地域介護福祉施設等整備事業 △ 308,226 (742,636 → 434,410)
4 衛 生 費	1,268,416	救急医療対策事業 601,166 (501,669 → 1,102,835) 生活基盤施設耐震化等交付金事業 528,270 (480,225 → 1,008,495)	厚生連病院移転新築支援事業 △ 70,310 (137,390 → 67,080)
5 労 働 費	51,135	職業能力開発支援事業 36,386 (530,321 → 566,707)	女性の新規就業支援事業 △ 2,288 (14,566 → 12,278)
6 農 林 水 産 業 費	△ 444,058	産地パワーアップ事業 1,033,025 (0 → 1,033,025) 次世代につながる水田農業総合推進事業 756,533 (0 → 756,533)	経営体育成基盤整備事業 △ 847,409 (10,902,918 → 10,055,509) 特定農業用管路等特別対策事業 △ 540,885 (585,290 → 44,405) 秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業 △ 507,222 (680,915 → 173,693) 花き種苗センター再編整備事業 △ 409,820 (409,820 → 0) 全国豊かな海づくり大会推進事業 △ 379,510 (379,510 → 0)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	△ 6,733,470	航空機システム電動化研究・開発推進事業 424,794 (0 → 424,794)	経営安定資金貸付事業 △ 3,787,001 (18,699,656 → 14,912,655) 中小企業振興資金貸付事業 △ 1,986,576 (17,508,325 → 15,521,749)
8 土 木 費	9,454,357	地方道路交付金事業 3,424,544 (10,541,243 → 13,965,787) 国直轄河川事業負担金 2,659,343 (4,197,329 → 6,856,672) 河川改修事業 1,007,525 (5,283,800 → 6,291,325) 国直轄港湾事業負担金 972,928 (893,251 → 1,866,179)	災害関連事業 △ 915,767 (1,173,267 → 257,500) 下水道事業特別会計繰出金 △ 816,583 (816,583 → 0)
9 警 察 費	713,695	横手警察署改築事業 315,164 (197,280 → 512,444) 交通管制システム整備事業 188,166 (84,035 → 272,201) 交番改築事業 151,217 (197,486 → 348,703)	行幸啓警衛警備事業 △ 60,504 (60,504 → 0)
10 教 育 費	2,059,226	能代地区専門系統合校整備事業 844,500 (954,955 → 1,799,455) 横手高等学校整備事業 812,607 (192,660 → 1,005,267) 教育委員会給与費 508,807 (87,029,548 → 87,538,355) 高等教育費負担軽減事業 439,420 (1,894 → 441,314)	比内支援学校整備事業 △ 1,072,769 (1,454,597 → 381,828)
11 災 害 復 旧 費	△ 752,642	県単災害復旧事業 154,600 (996,500 → 1,151,100)	過年発生土木災害復旧事業 △ 698,177 (1,229,510 → 531,333)
12 公 債 費	△ 2,148,262		公債費(元金) △ 1,484,036 (88,880,291 → 87,396,255) 公債費(利子) △ 704,045 (9,205,526 → 8,501,481)
13 諸 支 出 金	3,641,000	地方消費税交付金 2,131,000 (19,598,000 → 21,729,000) 地方消費税清算金 1,229,000 (16,080,000 → 17,309,000)	自動車取得税交付金 △ 530,000 (530,000 → 0)
14 予 備 費			
合 計	5,325,000	574,089,000→579,414,000	

令和2年度当初予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	1,505,511	会計年度任用職員人件費等 787,871 (3,095,205 → 3,883,076) 教育委員会給与費 508,807 (87,029,548 → 87,538,355) 知事部局等給与費 308,032 (28,867,578 → 29,175,610)	警察本部給与費 △ 99,199 (20,207,694 → 20,108,495)
2 物 件 費	△ 460,150	国勢調査費 447,661 (4,145 → 451,806)	全国豊かな海づくり大会推進事業 △ 353,789 (353,789 → 0) 高等学校運営費 △ 151,541 (1,777,697 → 1,626,156) 台湾定期チャーター便運行促進事業 △ 126,702 (126,702 → 0)
3 その 他の 行政 経費	扶 助 費	難病等医療費助成事業 167,955 (1,162,584 → 1,330,539)	児童扶養手当等支給費 △ 91,954 (436,920 → 344,966) 公立高等学校等就学支援費 △ 77,233 (2,372,521 → 2,295,288)
	補 助 費 等	地方消費税交付金 2,131,000 (19,598,000 → 21,729,000) 地方消費税清算金 1,229,000 (16,080,000 → 17,309,000) 法人事業税交付金 890,000 (0 → 890,000)	参議院議員選挙費 △ 666,828 (666,828 → 0) 自動車取得税交付金 △ 530,000 (530,000 → 0) 県議会議員選挙費 △ 445,602 (445,602 → 0)
	積 立 金	子育て支援等臨時対策基金積立金 312,005 (3 → 312,008) 秋田県森林環境譲与税基金積立金 148,003 (0 → 148,003)	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 173,111 (642,859 → 469,748)
	投 資 及 び 出 資 金	△ 402,846	被災者生活再建支援基金出えん金 △ 402,846 (402,846 → 0)
	貸 付 金	△ 6,398,939	経営安定資金貸付事業 △ 3,725,000 (18,514,000 → 14,789,000) 中小企業振興資金貸付事業 △ 1,958,000 (17,365,000 → 15,407,000)
	4 維 持 修 繕 費	5,918,782	道路除雪事業費 4,944,504 (0 → 4,944,504) 県単河川等環境維持修繕事業 537,220 (89,080 → 626,300)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
5 補助投資事業費	2,730,822	地方道路交付金事業 3,424,544 (10,541,243 → 13,965,787) 産地パワーアップ事業 1,033,025 (0 → 1,033,025) 河川改修事業 1,007,525 (5,283,800 → 6,291,325) 都市公園安全安心事業 900,000 (271,900 → 1,171,900) 次世代につなぐ水田農業総合推進事業 726,130 (0 → 726,130)	道路除雪事業費 △ 3,831,000 (3,331,000 → 0) 比内支援学校整備事業 △ 1,072,769 (1,454,597 → 381,828)
6 単独投資事業費	△ 205,670	能代地区専門系統合校整備事業 854,036 (945,419 → 1,799,455) 横手高等学校整備事業 812,607 (192,660 → 1,005,267)	道路除雪事業費 △ 1,146,000 (1,146,000 → 0) 県有建築物天井等耐震化推進事業 △ 573,869 (822,921 → 249,052) 花き種苗センター再編整備事業 △ 409,820 (409,820 → 0)
7 補助災害復旧事業費	△ 543,421	現年発生土木災害復旧事業 139,500 (3,985,000 → 4,124,500)	過年発生土木災害復旧事業 △ 698,177 (1,229,510 → 531,333)
8 単独災害復旧事業費	159,800	県単災害復旧事業 154,600 (996,500 → 1,151,100)	
9 国直轄事業負担金	3,163,787	国直轄河川事業負担金 2,659,343 (4,197,329 → 6,856,672)	
10 公 債 費	△ 2,188,081		公債費 (元金) △ 1,484,036 (88,880,291 → 87,396,255) 公債費 (利子) △ 704,045 (9,205,526 → 8,501,481)
11 繰 出 金	△ 1,240,233	下水道事業会計繰出金 791,744 (0 → 791,744)	下水道事業特別会計繰出金 △ 816,583 (816,583 → 0) 国保財政調整繰出事業 △ 730,361 (5,348,912 → 4,618,551)
合 計	5,325,000	574,089,000→579,414,000	

県人会ネットワーク化推進事業について

令和2年2月26日
総務課

1 事業目的

県外から秋田を応援する取組を拡大するため、県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県人会による秋田の魅力や情報の発信など、ふるさと秋田の応援活動の展開につながる取組を進める。

2 事業内容

(1) 県と県人会との協働・連携による取組の実施

- ① イベントなどを通じた県人会との連携
 - ・全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）における共同ブースの設置・運営など、県と県人会が連携して行う取組を推進
- ② 県と県人会の双方向による秋田関連情報の収集・発信
 - ・県から、移住・定住関連情報やAターン情報を提供
 - ・県人会から、県にゆかりのある方々の様々な活動やイベント情報を提供
- ③ 北海道地区における県人会との連携
 - ・「あきた情報プラザ」を拠点とした県人会との連携促進と秋田の魅力に関する情報の発信

(2) 応援の輪の拡大

- ① 県人会ホームページ「あきたじん」の運営
 - ・県及び県人会による様々な情報発信
 - ・県人会への入会申込み受付
- ② 県人会等交流推進員の配置
 - ・秋田、東京、名古屋、大阪及び福岡に「県人会等交流推進員」を配置し、全国各地の県人会情報の収集と、ホームページ・フェイスブックによる情報発信などを通じて県と県人会の交流・連携を推進
- ③ プロスポーツチーム等と県人会との交流の促進
 - ・県内のプロスポーツチーム等が県外で試合を行う際に、事前に地元県人会に情報提供し、県人会による応援と試合後の交流を促進

3 予算額

10,967千円 (諸 13千円、 ⊖ 10,954千円)

【うち債務負担行為設定分：「あきた情報プラザ」建物等使用料 2,231千円】

・報酬	4,170千円
・委託料	2,484千円
・使用料	2,313千円
・旅費等	2,000千円

【参考】 県人会に係る主な数値データ

(令和元年度は1月末現在の数値)

1 県が把握している団体数及び会員数

- ・団体数： 236 (H27) → 205 (R1)
- ・会員数：76,624人 (H27) → 101,565人 (R1)

2 県人会ホームページ「あきたじん」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
13,184	30,709	18,563	63,869	51,909

※平成27年10月開設

3 フェイスブック「全国あきた県人会」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
102,403	128,118	119,496	79,520	76,309

※平成27年8月開設

4 「あきたじん」からの入会者数 (人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
45	108	91	110	86

※入会者の平均年齢：46.3歳

お成り事務費について

令和2年2月26日

秘書課

1 事業目的

本年9月3日に開催する「令和2年度全国食生活改善大会並びに第51回全国食生活改善推進員協議会大会」に皇族の御臨席が予定されており、大会への御臨席や御視察が円滑に実施されるよう必要な準備や対応を行う。

2 大会概要

地域において食生活改善による健康づくり活動を自発的に推進している食生活改善推進員が一堂に会し、相互の交流を図り、連帯感を高めることにより、国民の健康づくりに寄与する。

- (1) 開催日 令和2年9月3日(木)
- (2) 会場 秋田市文化会館
- (3) 主催 一般財団法人日本食生活協会、全国食生活改善推進員協議会、秋田県
- (4) 後援 厚生労働省(予定)
- (5) 参加対象 食生活改善推進員、各都道府県・市町村行政担当者 約1,000名
- (6) 式典行事 事例研究発表、活動経過報告、大会宣言、厚生労働大臣表彰等

3 予算額 5,707千円 (⊖ 5,707千円)

- (1) 事前経費：御日程書の作成や宮内庁との協議などに要する経費
- (2) 当日経費：お列車二等の借上や御視察先での対応などに要する経費
- (3) 事後経費：大会終了後のお礼言上や記録誌の作成などに要する経費
- (4) その他：複写代や電話料金などの経常的経費

(単位：千円)

区分	予算額	内 訳			
		事前経費	当日経費	事後経費	その他
報償費	100	0	0	100	0
旅費	732	252	175	305	0
需用費	2,387	1,139	244	20	984
役務費	638	0	479	28	131
委託料	900	357	0	543	0
使用料	950	159	791	0	0
計	5,707	1,907	1,689	996	1,115

障害者雇用事業について

令和2年2月26日

人 事 課

1 事業目的

障害のある人もない人も互いに地域で支え合い、生き生きと暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に沿って、障害者が働くことを通じて社会に参加できるよう、県の職場において障害者の雇用を行う。

2 事業内容

地域バランス等を考慮しつつ障害者（身体、知的、精神）を会計年度任用職員として、本庁部局や地域振興局等において雇用する。

※ 令和2年1月末における本事業の雇用者数 26人

3 予算額 67,032千円 (⊕173千円、⊖66,859千円)

内 訳：報酬	45,506千円、	期末手当	6,096千円
社会保険料	9,252千円、	費用弁償	6,178千円
雇用人数：週30時間勤務28人、週20時間勤務8人			

4 令和2年度の雇用率の見込み

本事業による任用と、令和元年度末退職者数、令和2年度新規採用者数等を踏まえると、令和2年度の法定雇用率（2.50%）は達成できる見込み。

(参考) 障害者活躍推進計画の策定について

障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体は、各任命権者毎に、令和元年度中に「障害者活躍推進計画」を作成し公表する必要がある。計画は、障害者が職場に定着することだけでなく、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すものとされている。

(1) 計画について

①位置づけ

自律的なPDCAサイクルを構築するため、目標や取組を設定するとともに、目標の達成状況の点検について定めるもの。(期間3年)

②目標(結果を年一回公表)

雇用率、定着率、職場や職務に対する満足度

③主な取組内容

- ・庁内の推進体制の整備
- ・職員における障害者、障害特性等の理解促進
- ・適宜の面談や、配慮事項の記録共有による確実な状況把握
- ・職務の選定、創出及び配分の検討
- ・職務環境の整備
- ・募集・採用における工夫
- ・多様な働き方を可能とする制度の導入

(2) 知事部局以外の任命権者の計画

障害者の雇用状況を毎年度国に報告している公営企業や教育委員会、警察本部のほか、小規模な組織のため雇用すべき障害者が1人未満である人事委員会事務局や監査委員事務局、議会事務局もそれぞれ計画を策定する必要がある。

広報事業について

令和2年2月26日
広報広聴課

1 事業目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

2 事業内容

(1) 広報事業

① 全戸配布広報紙

県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、各種手続や催しに関する情報なども併せて発信する。

② 新聞広報

県の施策等を取り上げた特集記事などを地元紙に掲載する。

③ テレビ広報

県の施策と連動した地域の活性化を目指す取組などを紹介する。

④ ラジオ広報

各種事業の取組や催しに関する情報などを紹介する。

(2) 職員一人ひとりの「伝える力」強化事業

県職員（各部局広報担当者等）と市町村職員を対象としたワークショップを開催する。（年2回）

(3) ソーシャルメディアによる情報発信力向上事業（新規）

プロのライターによる記事投稿と併せ、記事へ誘導するSNS上での広告を行うことなどにより、県公式ツイッター・フェイスブックの周知と利用者（フォロワー）数の増加を図る。

- ・プロのライターによる記事投稿（月2回）
- ・職員の取材による記事投稿（月1回）
- ・若年層を対象にツイッター・フェイスブックで広告表示

3 予算額

66,412千円（~~5,013~~千円、~~61,399~~千円）

(1) 広報事業

① 全戸配布広報紙	62,998千円
② 新聞広報	41,486千円
③ テレビ広報	5,493千円
④ ラジオ広報	13,902千円
	2,117千円

委託料	39,438千円
役務費	23,349千円
報償費・旅費等	211千円

※うち債務負担行為設定済み額 委託料・役務費 57,342千円

(2) 職員一人ひとりの「伝える力」強化事業 273千円

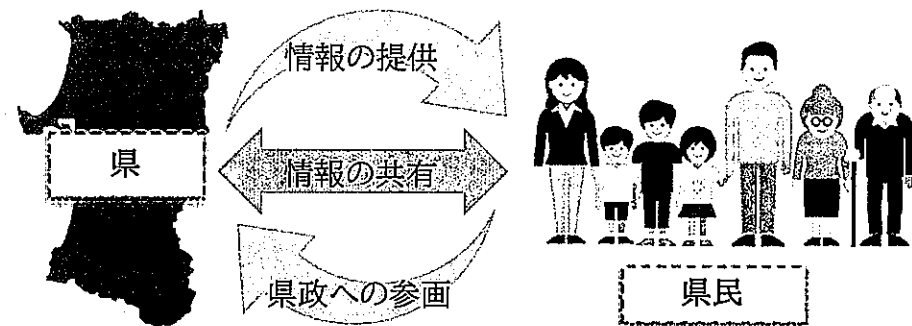
報償費・旅費	273千円
--------	-------

(3) ソーシャルメディアによる情報発信力向上事業 3,141千円

委託料	3,084千円
旅費	57千円

目的

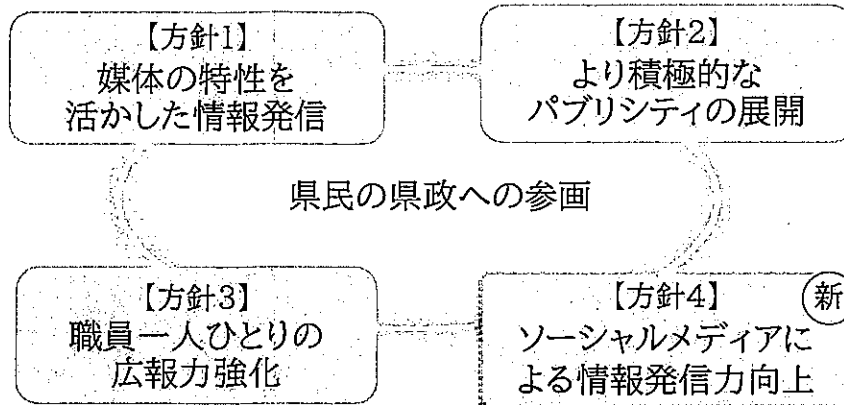
県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促す。



県広報を取り巻く現状

- 情報取得方法の多様化
- 県民総参加による県政推進のため高まる情報発信の重要性
- 新聞記事やニュース番組を通じた県政情報の取得

令和2年度事業の実施方針



方針

方針1：媒体の特性を活かした情報発信

◇重点広報事項◇

- I 県政情報の効果的な発信と県民との情報共有の推進
 - ・第3期ふるさと秋田元気創造プランの進捗と成果
 - ・各種施策や事業、イベント情報 ほか
- II 地域の活性化に向けた県民の取組の紹介
 - ・地域資源を活かした地域づくり
 - ・県民や企業、団体等の先進的な取組 ほか



紙媒体

全戸配布広報紙

県民に等しくかつ広範囲な情報を伝達できる媒体
・41万4千部印刷・配布
・年6回奇数月発行、8頁

新聞広報

詳しい説明を加えた特集記事の掲載に適している媒体
・地元紙に年6回掲載
・テレビ面下全5段



電波媒体

テレビ広報

イメージ伝達や臨場性に優れている媒体
・民放3局で放送
・5分番組、年24回(月2回)

ラジオ広報

仕事中や運転中でも聴取できる媒体
・民放FM1局で放送
・3分番組、年52回(週1回)



ウェブ媒体

ウェブサイト

掲載できる情報量が多く、かつ、即時性に優れている媒体
・県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

ソーシャルメディア

即時性と情報の拡散性に優れた媒体
・県公式Facebook
・県公式Twitter

強化

方針2：より積極的なパブリシティの展開

- 適時に伝わる新聞記事やテレビニュース等を活用した情報発信
- ・知事記者会見、知事コメント
 - ・記者レクチャー(記者会見)
 - ・報道機関への資料提供

方針3：職員一人ひとりの広報力強化

外部視点の活用

情報発信スキル向上ワークショップ
対象：県職員(各部局広報担当者等)、市町村職員
内容：効果的な情報発信方法 等

内部情報の活用

部局横断的な情報共有の推進
・情報発信のノウハウ
・写真、映像、音声等の素材情報

連携

ワークショップ参加者を軸にした部局横断、市町村連携によるソーシャルメディアの活用を進める。

方針4：^新ソーシャルメディアによる情報発信力向上

情報取得媒体の変化に対応し、若年層にもしっかりと県政情報を届けるため、ソーシャルメディアによる情報発信力を向上させる。
内容 ①プロのライターによる記事投稿 月2回
②広報広聴課職員による現場取材 月1回

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 65 号)

令和 2 年 2 月 26 日
財 政 課

1 改正理由

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 (令和元年政令第 188 号) による地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成 12 年政令第 16 号) の一部改正により圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査の申請をする者から手数料を徴収する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 高圧ガス保安法関係手数料 (第 18 条関係)

圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査の申請をする者から、次のとおり手数料を徴収することとする。

(1 個につき)

容器の区分	手数料の額
内容積 150ℓ 以上	320 円に 10ℓ 又は 10ℓ に満たない端数を増すごとに 57 円を加えた金額
内容積 30ℓ 以上 150ℓ 未満	320 円
内容積 5ℓ 以上 30ℓ 未満	260 円
内容積 1ℓ 以上 5ℓ 未満	160 円
内容積 1ℓ 未満	150 円

※既に条例で規定されている「繊維強化プラスチック複合容器」等に係る手数料と同額

(2) 覚せい剤取締法関係手数料 (第 7 条関係)

引用している覚せい剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号) の題名等を改めることとする。

3 施行期日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、2(2)は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 63 号) の施行の日から施行することとする。

新	旧
<p>(覚醒剤取締法関係手数料)</p> <p>第七条 県は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第四条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請 一万七千六百円</p> <p>二 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の申請 二千九百円</p> <p>(高圧ガス保安法関係手数料)</p> <p>第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 令第十八条第二項第三号のイ 略</p> <p>規定に基づく法第四十四条第一ロ 繊維強化プラスチック複</p>	<p>(覚せい剤取締法関係手数料)</p> <p>第七条 県は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第四条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請 一万七千六百円</p> <p>二 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請 二千九百円</p> <p>(高圧ガス保安法関係手数料)</p> <p>第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 令第十八条第二項第三号のイ 略</p> <p>規定に基づく法第四十四条第一ロ 繊維強化プラスチック複</p>

項に規定する容器検査又は令第
十八條第二項第四号の規定に基
づく法第四十九條第一項に規定
する容器再検査の申請

合容器、圧縮天然ガス自動
車燃料装置用容器又は圧縮
水素自動車燃料装置用容器
(イ)に規定する容器を除く
。に係る容器検査又は容
器再検査 次に掲げる容器
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額
(1) (5) 略
ハ・ニ 略

2
・
3 十八
〜
二十 略

項に規定する容器検査又は令第
十八條第二項第四号の規定に基
づく法第四十九條第一項に規定
する容器再検査の申請

合容器又は圧縮天然ガス自
動車燃料装置用容器
(イ)に規定する容器を除く
。に係る容器検査又は容
器再検査 次に掲げる容器
の区分に応じ、それぞれ次
に定める金額
(1) (5) 略
ハ・ニ 略

2
・
3 十八
〜
二十 略

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 58 号)

令和 2 年 2 月 26 日
総 務 課

1 個人番号の利用に係る取扱い

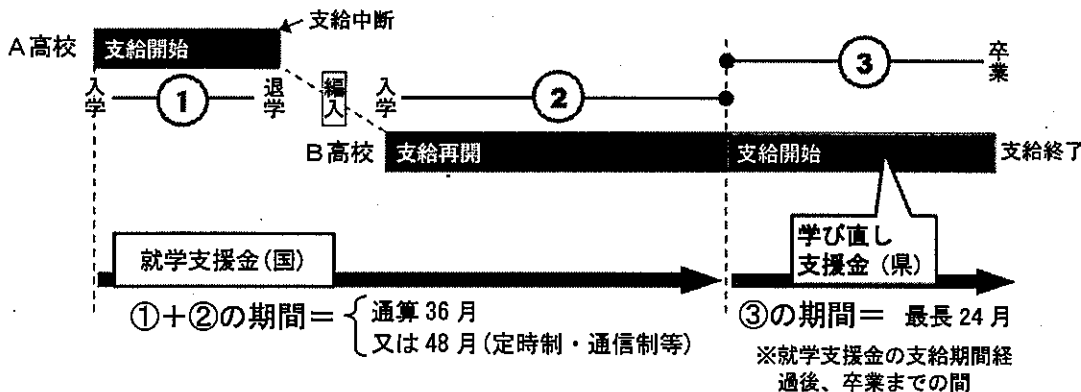
個人番号 (以下「マイナンバー」という。) の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) により、取り扱うことができる事務が限定されており、地方公共団体は、社会保障・地方税・防災に関する事務等に限り、独自に条例で定めることにより、利用事務を追加できるものとされている。

2 改正理由

高等学校等を退学し、再び入学した者であってその通算した在学期間が高等学校等就学支援金^(注1)の支給期間を超えるものに対する就学に係る支援金 (以下「学び直し支援金」^(注2)という。) の支給に関する事務の効率化を図るため、同事務をマイナンバーを利用することができる事務 (独自利用事務) とする必要がある。

(注 1) 高等学校等就学支援金 … 生徒が支払うべき授業料相当額を一定の所得未満の世帯に支給する制度

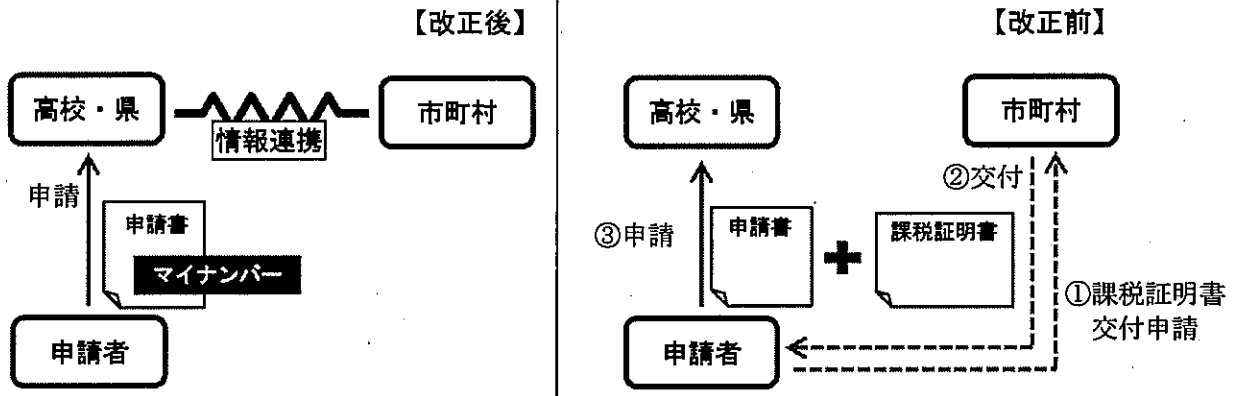
(注 2) 学び直し支援金 … 高等学校等を退学し、再度、高等学校等に入学した者に対し、高等学校等就学支援金の支給期間 (通算 36 月、ただし定時制・通信制等は 48 月) を経過した後も、卒業までの間 (最長 24 月)、継続して就学支援金相当額を支給する制度。



3 改正内容

学び直し支援金の支給に関する事務であって規則又は教育委員会規則で定めるものをマイナンバーを利用することができる事務に加えることとする (別表第一関係)。

本改正により、申請者は、申請書にマイナンバーを記載することで課税証明書の添付が不要となり、市町村から交付を受ける手続や費用負担が軽減される。



4 施行期日

令和2年4月1日

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新		旧	
		別表第一（第三条関係）			
五・六略	略	四 知事又は教育委員会	一〇三略	執行機関	事務
		<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等を退学した後、同条に規定する高等学校等（同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。）に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金の額に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの</p>			
		別表第一（第三条関係）			
四・五略	略		一〇三略	執行機関	事務

「地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案」について
(議案第 59 号)

令和 2 年 2 月 26 日
総 務 課

1 改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)による地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)の一部改正により、地方独立行政法人の役員等の当該法人に対する損害を賠償する責任の一部の免除に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

法改正により、地方独立行政法人の役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員等の法人に対する損害賠償責任の一部を免除することができる旨の規定が設けられた。

一部免除するためには、賠償責任額から条例で定める額を控除して得た額を限度として知事の承認を得て免除することができる旨を法人の業務方法書に定めておく必要があり、当該条例で定める額を、役員等の報酬、退職手当等の 1 事業年度当たりの額に相当する額(以下「基準報酬年額」という。)に、次の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額とする。

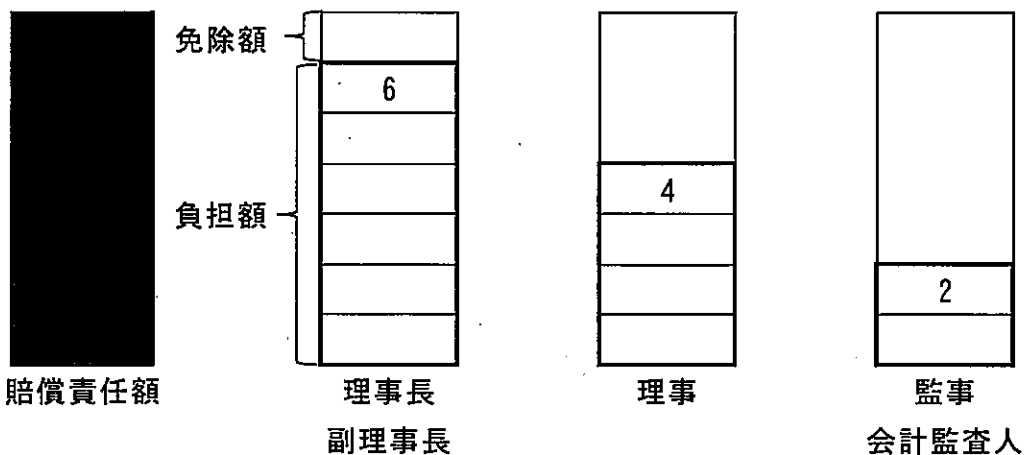
- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

3 施行期日等

- (1) 施行期日：令和 2 年 4 月 1 日
- (2) 適用対象：業務方法書の変更について知事の認可を受けた日以後の行為に基づく損害賠償責任

【参考】

$$\text{負担額} = \text{基準報酬年額} \times \text{乗数}$$



地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(役員等の損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第九条 法第十九条の二第四項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる地方独立行政法人の役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 理事長又は副理事長 六</p> <p>二 理事 四</p> <p>三 監事又は会計監査人 二</p> <p>第十条 略</p>	<p>第九条 略</p>

「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 60 号)

令和 2 年 2 月 26 日
人 事 課

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 29 号) による地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) の一部改正により、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するとともに、正職員のサービスの宣誓について事務の簡素化等の見直しを行う。

2 改正内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が定めるところにより別途行うこととするとともに、正職員においては、押印については廃止し、署名については面前行うことを廃止することとする。

3 施行期日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。

「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案」について（議案第63号）

令和2年2月26日
人 事 課

1 制定理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

知事又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事又は職員が賠償の責任を負う額から、給与の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせることとする。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員若しくは内水面漁場管理委員会の委員又は警察本部長 2
- (4) (2)及び(3)以外の職員 1

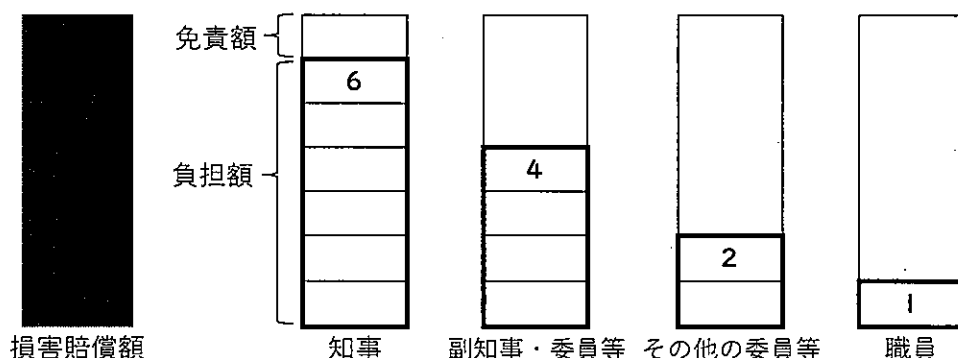
3 施行期日等

- (1) 施行期日：令和2年4月1日
- (2) 適用対象となる損害賠償責任：施行期日以後の行為に基づくもの

【参考】

$$\text{負担額} = 1 \text{ 会計年度の給与} \times \text{乗数}$$

給与の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、職に応じた数を乗じて得た額。



「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 6 4 号)

令和 2 年 2 月 2 6 日

人 事 課

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成 2 9 年法律第 2 9 号) による地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) の一部改正に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の公務上の災害等に係る補償基礎額を定める必要がある。

2 改正内容

給料を支給されることとなる会計年度任用職員の公務災害補償における障害補償等の算定の基礎となる補償基礎額は、地方公務員災害補償法 (昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号) 第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により算出した額を基準として実施機関が知事と協議して定める額とする。

3 施行期日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第五条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により算定した額を基準として実施機関が知事と協議して定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第五条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 四 略</p>

「秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案」
について (議案第 6 6 号)

令和 2 年 2 月 2 6 日
税 務 課

1 改正理由

秋田県固定資産評価審議会の効率的な運営を図るため、同審議会の委員の任期を改める必要がある。

2 改正内容

秋田県固定資産評価審議会の委員の任期を 3 年 (現行 2 年) とすることとする。
(第 2 条関係)

3 固定資産評価審議会の概要

(1) 設立根拠

固定資産の評価の適正均衡を確保するため、主に次の事項について、知事が固定資産評価審議会に意見を求めている。(地方税法第 4 0 1 条の 2)

① 土地の基準地価格

市町村間の土地の評価の均衡を確保するための指標となるもので、3 年に 1 度行われる固定資産評価基準の改正に伴い、改正の前年度に市町村ごとに定める。

② 土地の提示平均価額

市町村に所在する地目 (田、畑、山林及び宅地) ごとの土地の平均価額を定める。

③ 固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告

市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によって行われていないと認める場合において、知事が市町村長に対して価格の修正を勧告する。

(2) 委員

委員数 : 1 2 人 (国の関係行政機関職員、県職員、市町村職員、学識経験者)

任 期 : 2 年 (現任期 : 平成 3 0 年 1 2 月 1 日から令和 2 年 1 1 月 3 0 日まで)

4 改正の経緯

(1) 提示平均価額算定事務の見直し

全国的な事務の見直しに伴い、平成 2 9 年度まで毎年実施していた提示平均価額算定事務を、固定資産評価基準改正の前年度にのみ実施することとなった。

(2) 任期内の審議会業務

審議会委員の任期は 2 年であるが、審議会業務は 3 年に一度行うことから、2 年間の在任中に諮問を受けない場合があり、任期を 1 年延長することで対応を図る必要がある。

5 施行期日

令和 2 年 1 2 月 1 日

秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(組織及び委員の任期) 第二条 略 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略</p>	<p>(組織及び委員の任期) 第二条 略 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 略</p>

財政の中期見通しについて

令和2年3月3日
財 政 課

1 中期見通しとは

将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的に、毎年当初予算編成時点（当初予算が骨格の場合は肉付け後）に作成している今後5年間の歳入歳出の見通し。

今回は令和2年度当初予算をベースとし、一定の経済成長を前提に、今後予定されている制度改正や大規模事業の計画等を踏まえ試算した。

2 試算の結果

別紙のとおり

<ポイント>

- 県税は3年度以降、地方消費税の税率引上げなどに伴う増収が見込まれる一方で、人口減少による個人県民税の減などにより、ほぼ横ばいで推移する見込み。また、実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）は、本県の人口減少が全国のすう勢を上回るペースで進行している影響等により減となり、一般財源総額は減少していく見込み。
- 人件費は、退職手当や会計年度任用職員制度による期末手当等の増が見込まれるものの職員数の減により横ばいに、また、公債費もほぼ横ばいで推移するが、社会保障関係経費は一貫して増加していく見込み。
- 歳出総額と歳入総額の差である財源不足額は、2年度当初予算段階での△92億円から7年度には△230億円まで拡大する見込み。

3 今後の財政運営

人口減少による地方交付税の減少等により、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

こうした中であっても、人口減少社会への対応や「ふるさと秋田」の元気創造に向けた施策を着実に推進していくため、歳出の不断の見直し、国等の支援制度の活用、市町村や民間等の多様な主体との協働をなお一層進めることで、プライマリーバランスの黒字と一定の基金残高の確保を図り、健全な財政運営に努める。

(単位：億円)

		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
		予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)	予算額	伸率 (%)
歳入	県 税	934	914 Δ 2.1	929	1.6	927	Δ 0.2	926	Δ 0.1	922	Δ 0.4	920	Δ 0.2		
	地方消費税清算金	396	433 9.3	437	0.9	442	1.1	446	0.9	451	1.1	456	1.1		
	地方譲与税	189	206 9.0	207	0.5	210	1.4	213	1.4	215	0.9	218	1.4		
	地方交付税	1,912	1,941 1.5	1,891	Δ 2.6	1,855	Δ 1.9	1,820	Δ 1.9	1,788	Δ 1.8	1,756	Δ 1.8		
	(参考)地方交付税 +臨財債	2,101	2,111 0.5	2,054	Δ 2.7	2,013	Δ 2.0	1,972	Δ 2.0	1,935	Δ 1.9	1,897	Δ 2.0		
	国庫支出金	749	787 5.1	778	Δ 1.1	767	Δ 1.4	762	Δ 0.7	751	Δ 1.4	751	0.0		
	県 債	763	804 5.4	785	Δ 2.4	764	Δ 2.7	707	Δ 7.5	682	Δ 3.5	656	Δ 3.8		
	その他	699	618 Δ 11.6	614	Δ 0.6	543	Δ 11.6	540	Δ 0.6	540	0.0	538	Δ 0.4		
	うち貸付金に 係る諸収入	425	360 Δ 15.2	355	Δ 1.3	354	Δ 0.3	353	Δ 0.2	352	Δ 0.3	352	Δ 0.2		
	計	5,642	5,703 1.1	5,641	Δ 1.1	5,508	Δ 2.4	5,414	Δ 1.7	5,349	Δ 1.2	5,295	Δ 1.0		
うち一般財源	3,712	3,740 0.8	3,700	Δ 1.1	3,659	Δ 1.1	3,624	Δ 1.0	3,590	Δ 0.9	3,557	Δ 0.9			
歳出	人件費	1,392	1,407 1.1	1,414	0.5	1,418	0.3	1,403	Δ 1.1	1,399	Δ 0.3	1,396	Δ 0.2		
	うち退職手当	122	130 6.6	139	6.9	148	6.5	139	Δ 6.1	140	0.7	144	2.9		
	公債費	981	959 Δ 2.2	940	Δ 2.0	947	0.7	952	0.5	958	0.6	962	0.4		
	うち元金分	889	874 Δ 1.7	850	Δ 2.7	850	0.0	849	Δ 0.1	849	0.0	848	Δ 0.1		
	清算金交付金等	391	427 9.3	447	4.6	450	0.8	454	0.9	458	0.9	462	0.9		
	社会保障関係経費	735	728 Δ 1.0	735	1.0	748	1.8	758	1.4	769	1.5	782	1.6		
	投資的経費	1,160	1,212 4.5	1,199	Δ 1.1	1,112	Δ 7.3	1,052	Δ 5.4	1,021	Δ 2.9	1,002	Δ 1.9		
	補 助	855	908 6.2	907	Δ 0.1	825	Δ 9.0	772	Δ 6.4	763	Δ 1.2	755	Δ 1.0		
	単 独	305	304 Δ 0.3	292	Δ 3.9	287	Δ 1.7	280	Δ 2.4	258	Δ 7.9	247	Δ 4.3		
	政策的経費	863	840 Δ 2.7	820	Δ 2.4	782	Δ 4.6	755	Δ 3.5	724	Δ 4.1	704	Δ 2.8		
	うち貸付金	427	363 Δ 15.0	367	1.2	355	Δ 3.4	353	Δ 0.5	348	Δ 1.6	346	Δ 0.6		
	その他	219	222 1.1	218	Δ 1.7	220	1.0	219	Δ 0.7	218	Δ 0.5	217	Δ 0.3		
	計	5,741	5,794 0.9	5,772	Δ 0.4	5,677	Δ 1.6	5,593	Δ 1.5	5,547	Δ 0.8	5,525	Δ 0.4		

財源不足額 (2基金繰入額)	Δ 99	Δ 92	Δ 131	Δ 169	Δ 179	Δ 198	Δ 230
2基金繰入額 の積戻し等	91	80	80	80	80	80	
積戻し後 年度末残高 ※1	297	286	234	145	46	Δ 71	Δ 222

実質県債残高 ※2	12,628	12,558 Δ 0.6	12,492 Δ 0.5	12,406 Δ 0.7	12,265 Δ 1.1	12,098 Δ 1.4	11,906 Δ 1.6
臨財債除き	8,195	8,220 0.3	8,239 0.2	8,238 Δ 0.0	8,174 Δ 0.8	8,062 Δ 1.4	7,913 Δ 1.8

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 積戻し後年度末残高は、市場公募債の償還財源に係る積立額を除いた実質残高。

※3 実質県債残高は、県債残高から、市場公募債の償還財源として減債基金に積み立てる額に相当する額を除いた残高。

参考 推計の考え方

【歳入】

区 分	推 計 基 準
県 税 地方消費税清算金 地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度以降の税収は、名目経済成長率が年1.08%として推計した。(平成25～29年の本県名目経済成長率のうち、平成29年(3.9%)を除く4年間の平均) ○ 税制改正については、令和2年度からの特別法人事業譲与税の創設等を見込む。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県税と同様の経済成長率で試算を行った。 ○ 基準財政需要額は、人口減少による影響等を踏まえて積算した。
国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費に連動して積算した。
県 債	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時財政対策債は、令和2年度地方財政計画の伸び率を乗じて積算した。 ○ その他の県債は、事業費に連動して積算した。

【歳出】

区 分	推 計 基 準
人 件 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員数について、知事部局は県人口の減少に伴い正職員数を一定数縮減するものの、行政サービスの維持に鑑み、再任用を含めた職員数はほぼ横ばいとし、警察本部は今年度と同数、教育委員会は子どもの数の減少に伴い、一定程度減少していくものと見込み積算した。また、会計年度任用職員制度への移行の影響も見込んで積算した。
公 債 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県債の既発分に係る元利償還金に、新規発行見込み分を加えて積算した。
清算金交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入の地方消費税等と連動して推計した。
社会保障関係経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の概算要求時点での推計を基に、本県の人口、高齢化の動向を踏まえて積算した。
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定水準の事業費を見込んだ上で、想定される大規模事業を上乗せして積算した。
政策的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定される個別事業を積み上げて積算した。 ○ その他の事業は、政策の重点化を前提に一般財源ベースで毎年△10%として積算した。